

座間市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び学校を取り巻く課題等に関して協議する機関として、座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等が学校運営に参画し、共有された目的及び目標に向けて連携及び協働することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって児童生徒の豊かな心の育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、座間市立学校の設置に関する条例（昭和39年座間市条例第15号）別表に掲げる学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営等に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) その他校長が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会及び対象学校の校長に対し意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に対する事項を除く。）のうち、前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会を経由し、神奈川県教育委員会に対し意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、協議の結果等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び対象学校を取り巻く課題等に関し、保護者及び地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15人以内(2以上の学校について一の協議会を設置したときにあっては、教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める人数)とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 対象学校の校長は、委員について候補となる者を教育委員会に推薦することができる。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行う行為

(任期)

第10条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、座間市非常勤特別職職員の報酬等に関する条例(昭和48年座間市条例第50号)の規定により支給する。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

- 第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。